

女性の多い職場・職種で 男性が輝くためには？

男性への差別も禁じている 「男女雇用機会均等法」

性別で差別されることなく、誰もが仕事で能力が発揮できる社会を実現するために定められた「男女雇用機会均等法」(以下、均等法)。1986年の施行当時は、採用や待遇、福利厚生などで見られた女性差別をなくす意味合いが強い法律でした。

1997年の法改正では、特定の性別を想起する言葉を職種名に使うことが禁止されました。看護師、保母、保健婦、スチュワードといったいわゆる「女性職種」の呼称が、それぞれ看護師、保育士、保健師、客室乗務員へと変わりました。その後、男性側にも差別問

題が起きていることが明らかになり、2006年の法改正では「男女双方の労働者に対する差別の禁止」という言葉が盛り込まれました。

それから約20年。かつて「女性の仕事」と思われていた職業の多くで、徐々に男性の活躍が見られるようになりました。しかし、男女比を調べてみると、未だに男性比率が1割にも満たない職業が少なくありません。【表1】



歯科衛生士に関しては、実は1948年の歯科衛生士法制定当初から男性も歯科衛生士になることができました。1955年の改正で本則では「女性のみ」と記載され、この法律の男性への準用が附則によって規定されており、「歯科衛生士Ⅱ女性」というイメージが強くなったものと思われます。その後、2014年の改正で性別の表記がなくなり、実際に男性の歯科衛生士が誕生したのが数年前だったことから、表のような極端に男性が少ない状況になっているようです。

ただ、男性の保育士や看護師については、最近、増えていると感じていた方は、「まだこんなに少ないのか!」と驚かれるかもしれませんね。

【表1】女性比率が高い職業の例

職業名	総数	男性	女性	女性比率
助産師	22,500	0	22,500	100.00%
歯科衛生士	108,100	200	107,900	99.81%
保健師	40,500	400	40,100	99.01%
保育士	562,100	14,600	547,500	97.40%
栄養士	117,600	3,800	113,800	96.77%
美容サービス (美容師除く)	119,600	7,000	112,600	94.15%
看護師 (准看護師含む)	1,280,300	81,200	1,199,100	93.66%

※平成27年国勢調査
※助産師の男性比率が0%の理由は、男性には国家試験の受験資格がないため。

